

## 交野市地域公共交通会議の公開及び傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、交野市の「会議の公開に関する指針」（平成11年10月1日制定）に基づき、交野市地域公共交通会議（以下「会議」という。）を公開するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(公開の方法)

第2条 会議の公開は、会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）に傍聴を認めることにより行う。

(傍聴定員)

第3条 傍聴者の定員は、10人とする。ただし、会場の都合等によりこれを増減することができる。

(傍聴手続)

第4条 傍聴の手続は次に定めるところによる。

- (1) 傍聴者の受付は、会議の開会時刻の30分前から行うものとする。
- (2) 会議の開会時刻の10分前に傍聴者が傍聴定員を超えるときは、抽選等により傍聴者を決定する。
- (3) 会議の開会時刻の10分前に傍聴者が傍聴定員に満たないときは、その全員を傍聴者とし、傍聴定員の残数は先着順とする。
- (4) 傍聴者の交替は認めないものとする。
- (5) 傍聴者の入場は、会議の開会後に会長の指示により行い、この時点で傍聴定員に満たない場合であっても、以後の入場は認めない。
- (6) 傍聴者の会議の途中退場は、これを妨げない。

(傍聴できない者)

第5条 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他、人に危害を与える恐れのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 旗、のぼり、プラカードの類を携帯している者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 放言、放歌等により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第7条 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 会長は、傍聴者がこの要領に違反するときは、この要領の定めに従うことを命じ、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の公開及び傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和5年10月12日から施行する。